

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	共通 08 <u>R 5</u>
提出年月日	<u>令和 4 年 2 月 18 日</u>

設工認に係る補足説明資料

第 1 回申請の申請書の構成

(前回資料からの主な変更点)

- 第 1 回設工認申請書の本文、添付書類の構成を添付として追加

目 次

1. 概要.....	1
2. 第1回申請の申請書の構成等.....	1
2. 1 再処理施設.....	1
2. 2 MOX燃料加工施設.....	<u>9</u>

添付－1 第1回設工認申請書の本文構成（再処理施設）

添付－2 第1回設工認申請書の添付書類構成（再処理施設）

添付－3 第1回設工認申請書の本文構成（MOX燃料加工施設）

添付－4 第1回設工認申請書の添付書類構成（MOX燃料加工施設）

1. 概要

本資料は、再処理施設、MOX燃料加工施設における新規制基準を受けた設工認の第1回申請範囲について補足説明を行うものである。

「共通02：事業変更許可申請書で新規制基準を受けて追加等した項目の明確化」、「共通03：(技術基準規則) 新規制基準を受けて追加等された要求事項及び変更等した項目の明確化」、「共通04：設工認の申請計画の考え方」、「共通06：本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえ、第1回申請の申請対象設備に対する基本設計方針の申請範囲、基本設計方針等と添付書類の紐づけ、添付書類の構成、補足説明資料の項目など、第1回申請の申請書の構成等を示す。

再処理施設、MOX燃料加工施設の第1回申請の申請書の構成については上述の他の補足説明資料で示しているとおりの共通的な考え方に基づき設定するが、申請対象設備との関係で差異が生じる部分もあるため、以降に施設ごとに示す。

2. 第1回申請の申請書の構成等

2.1 再処理施設

(1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるように申請対象設備を安全冷却水B冷却塔(当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む)とする。

(2) 技術基準適合性説明の対象

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備のうち、安全冷却水B冷却塔及び冷却塔周りの配管は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。その他、当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備については、新たに申請する設備であり、2項変更の既認可施設に付随する設備であるため2項変更の申請として新規に説明する。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。
- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 4 条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、安全冷却水 B 冷却塔* に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第 1 回申請対象としない。	×
第 5 条	安全機能を有する施設の地盤	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第 6 条	地震による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮（竜巻防護対策設備については新規説明）	○
第 7 条	津波による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 8 条	外部からの衝撃による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設（自然現象・人為事象に対する防護設計） 航空機防護設計については、変更なし	○
第 9 条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔* の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 10 条	閉じ込めの機能	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針（崩壊熱除去）を考慮する必要があるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 11 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全上重要な施設等に該当することを踏まえ防護方法等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 14 条	安全避難通路等	安全避難通路等に係る設計方針については、建屋、照明設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 15 条	安全上重要な施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）は安全上重要な施設に該当することを踏まえ多重性の設計方針を説明する必要があるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 16 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※環境条件等に係る設計方針については、変更なし。（竜巻防護対策設備については新規説明）	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 17 条	材料及び構造	第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の耐圧強度設計に考慮すべき事項であるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 18 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、使用済燃料等を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	使用済燃料の貯蔵施設等	使用済燃料の貯蔵施設等に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	計測制御系統施設	計測制御系統施設に係る設計方針は、設備の必要な事項（温度、圧力等）を計測し、制御するとともに、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 22 条	安全保護回路	安全保護回路に係る設計方針は、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合に、これらの異常な状態を検知して、核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 23 条	制御室等	制御室等に係る設計方針は、制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置等の設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	保管廃棄施設	保管廃棄施設に係る設計方針は、保管廃棄設備の容量や崩壊熱の除去に係る事項であり、第 1 回申請対象設備の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	使用済燃料等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 27 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 28 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置する建屋換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 29 条	保安電源設備	保安電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確保するために設ける非常用電気設備等に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 30 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針は、設計基準事故が発生した場合に制御室以外の場所で適切な措置をとるために設ける緊急時対策所等であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 31 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の安全冷却水 B 冷却塔*の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

*当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備及び冷却塔周りの配管を含む

【凡例】○：第 1 回申請対象（要求事項の変更, 基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項なし条文）

×：第 1 回申請対象外

※第 32 条以降の重大事故等対処施設に係る項目については、安全冷却水 B 冷却塔が重大事故等対処施設に該当しないため、第 1 回申請対象としない。

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項として、閉じ込めの機能、安全上重要な施設、材料及び構造、外部衝撃のうち航空機防護があり、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類において変更がない旨を示す。

(3) 第 1 回申請の本文事項

- 「(2) 技術基準適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

1) 基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。(添付-1 参照)
 - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、閉じ込めの機能（閉じ込め）、火災等による損傷の防止、再処理施設内

における溢水による損傷の防止、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設、材料及び構造）、その他（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）

➤ 個別項目（冷却水設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備）

- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第1回申請での申請対象の考え方については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。

2) 仕様表

- 安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔に係る竜巻防護対策設備含む）に係る仕様表を申請する。また、当該冷却塔周りの配管は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示した考え方に基づき、配管名称の記載の適正化を実施する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、地盤の支持性能、設備の寸法、材料、最高使用温度、最高使用圧力、冷却機能に係る伝熱面積等を示す。
- また、既設工認申請書で安全冷却水B冷却塔（当該冷却塔周りの配管を含む）の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。

(4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。（添付-2参照）
 - 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書
 - ✓ 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - ✓ 再処理施設の耐震性に関する説明書
 - ✓ 強度及び耐食性に関する説明書
 - ✓ その他の説明書【再処理施設の自然現象等による損傷の防止に

関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、落雷への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書、津波への配慮に関する説明書）、再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書、再処理施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書】

- 添付書類については、全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

(5) 第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
 - 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 再処理施設の耐震性に関する説明書
 - 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
 - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 - 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
 - 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書

2. 2 MOX燃料加工施設

(1) 申請対象設備

- 第1回申請は、新規制基準を受けた設工認の最初の申請であることから、申請書の形式等を確認し、後次回の申請に展開できるよう申請対象設備を燃料加工建屋とする。

(2) 技術基準適合性説明の対象

- 「(1) 申請対象設備」に示した申請対象設備は、新規制基準施行前に認可を受けている設工認があることから、新規制基準を受けた設工認申請の分割申請のうち、第1回の申請は2項変更の申請となる。そのため、第1回申請では、新規制基準を受けて変更となった事項について申請を行う。
- また、「共通04：設工認の申請計画の考え方」に示した共通的な事項の分割申請における取扱いを踏まえ、申請内容を取りまとめる。
- 上記を踏まえた第1回申請で説明する適合性説明の対象は、以下の通りである。

項目		第1回申請の対象の有無	
第4条	核燃料物質の臨界防止	臨界設計に係る設計方針は、単一ユニット等の設備を対象としたものであり、申請対象である燃料加工建屋に対して臨界設計上の考慮を行うものではないため第1回申請対象としない。*	×
第5条	安全機能を有する施設の地盤	第1回申請対象の燃料加工建屋を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全機能を有する施設を設置する地盤に対する考慮	○
第6条	地震による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第1回申請対象とする。 ※評価条件の変更等に基づく耐震評価、波及的影響の考慮	○
第7条	津波による損傷の防止	第1回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第1回申請対象とする。	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 8 条	外部からの衝撃による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：防護対象施設を収納する建物（自然現象・人為事象に対する防護設計） 航空機防護に係る設計方針については、変更なし（配置図等の一部を建屋の設計変更を踏まえて適正化）	○
第 9 条	加工施設への人の不法な侵入等の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○
第 10 条	閉じ込めの機能	第 1 回申請対象の燃料加工建屋が限定された区域に閉じ込めるとする設計方針の境界に当たるが、要求事項に変更がないため第 1 回申請対象としない。 （基本設計方針：記載の適正化）	△
第 11 条	火災による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に安全上重要な施設等を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：火災区域の設定等	○
第 12 条	加工施設内における溢水等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に溢水防護区画を設定する等、燃料加工建屋が溢水に係る設計方針に関係するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：基本方針に係る事項	○
第 13 条	安全避難通路等	第 1 回申請対象の燃料加工建屋内に安全避難通路を設定するため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：安全避難通路の設定	○
第 14 条	安全機能を有する施設	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は安全機能を有する施設であること、第 1 回申請対象とする他の条文に係る設計方針の前提となる安全機能を有する施設に共通的に関係する設計方針を示す必要があるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：設計基準事故の考慮	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 15 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 16 条	搬送設備	搬送設備に係る設計方針については、核燃料物質を搬送する設備に対する必要な容量の確保、電源喪失時の落下防止等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 17 条	核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設に係る設計方針は、貯蔵設備の容量や崩壊熱の除去等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 18 条	警報設備等	警報設備等に係る設計方針は、設備の機能の喪失等により施設の安全性を著しく損なうおそれが生じる事象に対し確実に検知して速やかに警報を発する設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 19 条	放射線管理施設	放射線管理施設に係る設計方針は、放射線から放射線業務従事者等を防護するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 20 条	廃棄施設	廃棄施設に係る設計方針は、気体、液体状の廃棄物を排気等するための設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 21 条	核燃料物質等による汚染の防止	核燃料物質等による汚染の防止に係る設計方針は、第 1 回申請対象である燃料加工建屋における管理区域内の汚染のおそれのある部屋の床及び人が触れるおそれのある壁に対する汚染防止に係る事項であるが、要求事項に変更がないことから第 1 回申請対象としない。（基本設計方針：記載の適正化） ※既認可から要求事項の変更なし	△

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 22 条	遮蔽	遮蔽に係る設計方針は、施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量限度を十分下回る等の事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋がその境界であるため第 1 回申請対象とする。 ※遮蔽扉等の設計変更の反映	○ (基：記載の適正化、仕：変更あり)
第 23 条	換気設備	換気設備に係る設計方針は、核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所に設置するグローブボックス排気設備，工程室排気設備等の換気設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 24 条	非常用電源設備	非常用電源設備に係る設計方針は、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合に施設の安全機能を確認するために設ける非常用電源設備に係る事項あり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 25 条	通信連絡設備	通信連絡設備の設計方針は、燃料加工建屋は通信連絡設備に係る対象ではないため対象外設計基準事故が発生した場合に工場等内の人に対し必要な指示を行う等のために設ける通信連絡設備に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 26 条	重大事故等対処施設の地盤	第 1 回申請対象の燃料加工建屋（重大事故を設置する地盤に対し考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。 ※新規制基準における新規要求事項：重大事故等対処施設の設置に対する地盤に対する考慮	○
第 27 条	地震による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に対し耐震設計の設計方針を考慮する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 28 条	津波による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋の構造設計等に直接関係するものではないが、敷地全体に共通の設計方針として考慮すべき事項であるため第 1 回申請対象とする。	○

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 29 条	火災等による損傷の防止	第 1 回申請対象の燃料加工建屋に重大事故等対処設備を設置することを踏まえ火災区域の設定等の設計方針を説明する必要があるため第 1 回申請対象とする。	○
第 30 条	重大事故等対処設備	第 1 回申請対象の燃料加工建屋は、重大事故等対処設備を収納する建屋であることから、重大事故等の設計に係る事項を第 1 回申請対象とする。	○
第 31 条	材料及び構造	材料及び構造に係る設計方針については、重大事故等対処設備の容器、管等に係る事項であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 32 条	臨界事故の拡大を防止するための設備	臨界事故の拡大を防止するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 33 条	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備	閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 34 条	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 35 条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 36 条	電源設備	電源設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 37 条	監視測定設備	監視測定設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×
第 38 条	緊急時対策所	緊急時対策所に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

項 目		第 1 回申請の対象の有無	
第 39 条	通信連絡を行うために必要な設備	通信連絡を行うために必要な設備に係る設計方針であり、第 1 回申請対象の燃料加工建屋の設計方針に関係しないことから第 1 回申請対象としない。	×

* 既認可の建物の仕様表に「臨界安全上必要がある場合には、中性子相互干渉を考慮する貯蔵施設等の周囲に○cm以上のコンクリートを配置し、核的に隔離する設計」として記載した事項については、共通 06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」での仕様表記載事項の整理において単一ユニットの装置の仕様表で展開することから核燃料物質の臨界防止に係る設計方針は設備に関する事項として整理。

【凡例】○：第 1 回申請対象（要求事項の変更，基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更あり条文）

△：記載の適正化（要求事項の変更及び基本設計方針の変更後追加事項又は仕様表変更なし条文）

×：第 1 回申請対象外

- 上記のとおり既設工認から変更がない事項のうち、外部衝撃のうち航空機防護については、設工認申請書では、基本設計方針を示し、本文仕様表、添付書類において変更がない旨を示す。
- 核燃料物質等による汚染の防止については、既設工認から変更がない事項ではあるが、発電炉を参考として閉じ込めに係る添付書類として汚染防止の詳細設計について示す。

（3）第 1 回申請の本文事項

- 「（2）第 1 回申請で説明する適合性説明の対象」を踏まえ、第 1 回申請の本文事項を以下のとおりとする。

1）基本設計方針

- 基本設計方針の対象としては、以下のとおりである。（添付－3 参照）
 - 共通項目（地盤、自然現象等（地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、外部からの衝撃による損傷の防止）、火災等による損傷の防止、加工施設内における溢水による損傷の防止、設備に対する要求事項（安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備）、その他（加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等）
 - 個別項目（成形施設，被覆施設，組立施設，核燃料物質の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等（燃料加工建屋に該当する事項）、火災防護設備）
- 上記の基本設計方針に対する分割申請での第 1 回申請での申請対

象の考え方については、「共通06 本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」に示す。

2) 仕様表

- 燃料加工建屋に係る仕様表を申請する。仕様表は、「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」で示したとおり前後表の形式とするとともに、発電炉を参考とし、仕様表に示すべき事項として、地盤の支持性能、建屋の寸法、材料、遮蔽上期待する燃料加工建屋の壁厚等の主要寸法及び材料を示す。
- また、既設工認申請書で燃料加工建屋の仕様として示していた事項のうち、発電炉を参考に仕様表に示す事項に該当しないとした事項については、基本設計方針や添付書類に示す。

(4) 第1回申請の添付書類

- 「共通06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」を踏まえ、許可整合、品質保証等に係る事項に加えて、基本設計方針との関係を踏まえた添付書類の対象は、以下のとおりとなる。（添付－4参照）
 - 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書
 - ✓ 放射線による被ばくの防止に関する説明書
 - ✓ 加工施設の耐震性に関する説明書
 - ✓ その他の説明書【加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（自然現象等への配慮に関する説明書、竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書、航空機に対する防護設計に関する説明書）、津波への配慮に関する説明書、加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書（塗装（天井面塗装、床面塗装）を示した図面を含む）、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書、火災及び爆発の防止に関する説明書、加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書、安全避難通路に関する説明書】
- なお、「加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」については、溢水に係る詳細設計を展開する設備との関係で次回申請に

において詳細な設計情報を示すことを添付書類で明確にする。

- 添付書類については、添付書類全体の目次、個々の添付書類の目次を示したうえで、今回対象となる項目及び次回以降の申請の対象となる項目を明確にする。
- また、添付書類の各項で全体として示すべき対象のうち、第1回申請に係る部分のみを示す場合には、全体として示すべき対象を示したうえで、第1回申請の対象部分のみを記載していることを明確にする。

(5) 第1回申請の補足説明資料

- 「共通07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」で示した添付書類から補足説明資料として示すべき事項の抽出を2.1に示した技術基準適合対象の全ての項目に実施し、補足説明資料として示すべき項目を明確にする。
- 以下の添付書類で示した詳細設計に係る根拠等を補足説明資料として示す。
 - 放射線による被ばくの防止に関する説明書
 - 加工施設の耐震性に関する説明書
 - 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書（竜巻への配慮に関する説明書、火山への配慮に関する説明書、外部火災への配慮に関する説明書）
 - 火災及び爆発の防止に関する説明書
 - 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
 - 安全避難通路に関する説明書
- また、既認可から燃料加工建屋は、建屋の増床及び階高の寸法変更、壁開口部の構造、寸法及び材質の変更等の設計変更を行っており、これらの設計変更の影響および設計変更に伴う添付書類における考慮事項を「放射線による被ばくの防止に関する説明書」、「耐震性に関する説明書」、「航空機に対する防護設計に関する説明書」に係る補足説明資料として示す。

以上

第1回設工認申請書の本文構成 (再処理施設)

鑑	
別紙	
目次	
1.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類	
2.補正を必要とする理由を記載した書類	
3.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類	
別紙1	
一 名称及び住所並びに代表者の氏名	
二 工事を行う事業所の名称及び所在地	□ : 次回以降申請の項目
三 変更に係る再処理施設の区分並びに設計及び工事の方法	
【申請範囲】 (変更に係るものに限る。)	
Ⅰ 施設共通	
Ⅰ-1 基本設計方針	
第1章 共通項目	
1.核燃料物質の臨界防止 [次回以降申請]	
2.地盤	
3.自然現象等	
3.1 地震による損傷の防止	
3.2 津波による損傷の防止	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	
4.閉じ込めの機能	
4.1 閉じ込め	
4.2 核燃料物質等による汚染の防止 [次回以降申請]	
5.火災等による損傷の防止	
6.再処理施設内における溢水による損傷の防止	
7.再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	
8.遮蔽 [次回以降申請]	
9.設備に対する要求	
9.1 安全機能を有する施設	
9.2 重大事故等対処設備 [次回以降申請]	
9.3 材料及び構造	
9.4 搬送設備 [次回以降申請]	
10.その他	
10.1 再処理施設への人の不法な侵入等の防止	
10.2 安全避難通路等 [次回以降申請]	
第2章 個別項目	
1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設 [次回以降申請]	
2. 再処理設備本体 [次回以降申請]	
2.1 せん断処理施設 [次回以降申請]	
2.2 溶解施設 [次回以降申請]	
2.3 分離施設 [次回以降申請]	
2.4 精製施設 [次回以降申請]	
2.5 脱硝施設 [次回以降申請]	
2.6 酸及び溶媒の回収施設 [次回以降申請]	
3. 製品貯蔵施設 [次回以降申請]	
4. 計測制御系統施設 [次回以降申請]	
5. 放射性廃棄物の廃棄施設 [次回以降申請]	
6. 放射線管理施設 [次回以降申請]	
7. その他の再処理設備の附属施設	
7.1 電気設備 [次回以降申請]	
7.2 圧縮空気設備 [次回以降申請]	
7.3 給水処理設備 [次回以降申請]	
7.4 冷却水設備	
7.5 蒸気供給設備 [次回以降申請]	
7.6 分析設備 [次回以降申請]	
7.7 化学薬品貯蔵供給設備 [次回以降申請]	
7.8 火災防護設備	
7.9 竜巻防護対策設備	
7.10 溢水防護設備 [次回以降申請]	
7.11 化学薬品防護設備 [次回以降申請]	
7.12 補機駆動用燃料補給設備 [次回以降申請]	
7.13 放出抑制設備 [次回以降申請]	
7.14 緊急時対策所 [次回以降申請]	
7.15 通信連絡設備 [次回以降申請]	

別紙1	
第1.-7-4表 冷却水設備の主要設備リスト	
付表 1 略語の定義	主要設備リストは、今回申請する仕様表対象に対して作成する。兼用設備リストは、今回申請する仕様表対象のうち基本設計方針設備と兼用する設備に対して作成する。(再処理は今回申請で対象なし)
第1.-7-9表 竜巻防護対策設備の主要設備リスト	
I-2 工事の方法	
II 個別施設	
ト その他の再処理設備の附属施設	
1. 設計条件及び仕様	
1.2 再処理設備本体等に係る「その他再処理設備の附属施設」	
1.2.2 給水施設及び蒸気供給施設	
1.2.2.2 冷却水設備	施設区分・設備区分(系統)・機種ごとに各装置の仕様表を添付する。仕様表に記載する機種は、共通06「本文(基本設計方針、仕様表等)」、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項の「添付-6仕様表展開表」の大分類と中分類(中分類がある場合)に記載する。
1.2.2.2.2 安全冷却水系	
(1) 熱交換器	
[仕様表(安全冷却水B冷却塔)]	
(2) 主配管	
[仕様表(安全冷却水系)]	
1.2.4 その他の主要な事項	
1.2.4.4 竜巻防護対策設備	
(1) 建物・構築物	
a. 飛来物防護設備	
[仕様表(飛来物防護ネット(再処理本体用 安全冷却水系冷却塔B))]	
2. 準拠規格及び基準	
2.4 冷却水設備の準拠規格及び基準	
2.9 竜巻防護対策設備の準拠規格及び基準	
四 変更に係る工事工程表	
第1表 工事工程表(全体計画)	
第2表 工事工程表(施設区分毎)	
五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	
六 変更の理由	
第1表 分割の申請計画	

第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
(1) 再処理施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	
(1)-1 再処理施設の事業変更許可申請書 (本文四号) との整合性に関する説明書	□ : 次回以降申請の項目
(1)-2 再処理施設の事業変更許可申請書 (本文九号) との整合性に関する説明書	
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
(3) 再処理施設の技術基準への適合性に関する説明書	
設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理	
I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 [次回以降申請] ※既認可から変更なし	
II 放射線による被ばくの防止に関する説明書 [次回以降申請]	
II-1 放射線による被ばくの防止に関する基本方針 [次回以降申請]	
II-1-1 遮蔽設計に関する基本方針 [次回以降申請]	
II-2 各施設の放射線による被ばくの防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-1 使用済燃料の受入れ及び貯蔵に必要な施設に係る放射線による被ばくの防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-2 再処理設備本体等に係る放射線による被ばくの防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-3 再処理施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量の評価まとめ [次回以降申請]	
II-3 設計基準事故時における放射線による被ばくの防止に関する計算書 [次回以降申請]	
II-4 換気設備の換気能力に関する計算書 [次回以降申請]	
II-5 計算機プログラム (解析コード) の概要 [次回以降申請]	
III 火災及び爆発の防止に関する説明書	
IV 再処理施設の耐震性に関する説明書	
IV-1 再処理施設の耐震性に関する基本方針	
IV-1-1 耐震設計の基本方針	
IV-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要	
IV-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	
IV-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針	
IV-1-1-4 波及的影響に係る基本方針	
IV-1-1-5 地震応答解析の基本方針	
IV-1-1-5 別紙 地震観測網について	
IV-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針	
IV-1-1-6 別紙1 各施設の設計用床応答曲線	
IV-1-1-6 別紙1-1 安全冷却水B冷却塔の設計用床応答曲線	
IV-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	
IV-1-1-8 機能維持の基本方針	
IV-1-1-9 構造計画, 材料選択上の留意点	
IV-1-1-10 機器の耐震支持方針	
IV-1-1-11 配管系の耐震支持方針	
IV-1-1-11-1 配管の耐震支持方針	
IV-1-1-11-1 別紙1 各施設の直管部標準支持間隔	
IV-1-1-11-1 別紙1-1 安全冷却水B冷却塔の直管部標準支持間隔	
IV-1-1-11-1 別紙2 重大事故等対処施設の直管部標準支持間隔 [次回以降申請]	
IV-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針 [次回以降申請]	
IV-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針	
IV-1-1-13 地震時の臨界安全性検討方針 [次回以降申請]	
IV-1-2 耐震計算書作成の基本方針	
IV-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針	
IV-1-2-1 別紙1 各設備の定式化された計算式を用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
IV-1-2-1 別紙2 各設備のFEMモデルを用いた解析法の計算式	
IV-1-2-2 配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
IV-2 再処理施設の耐震性に関する計算書	
IV-2-1 再処理設備本体等に係る耐震性に関する計算書	
IV-2-1-1 建物・構築物	
IV-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎	
IV-2-1-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震性に関する計算書	
IV-2-1-1-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の地震応答計算書	
IV-2-1-1-1-2 安全冷却水B冷却塔基礎の耐震計算書	
IV-2-1-1-2 屋外重要土木構築物 [次回以降申請]	
IV-2-1-1-3 排気筒 [次回以降申請]	
IV-2-1-2 機器・配管系	
IV-2-1-2-1 その他再処理設備の附属施設	
IV-2-1-2-1-1 安全冷却水系	
IV-2-1-2-1-1-1 安全冷却水B冷却塔の耐震計算書	

第1回設工認申請書の添付書類構成(再処理施設)

添付書類
IV-2-1-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果
IV-2-1-3-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針
IV-2-1-3-2 波及的影響をおよぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書
IV-2-1-3-2-1 建物・構築物
IV-2-1-3-2-1-1 建物及び屋外機械基礎 [次回以降申請]
IV-2-1-3-2-1-2 竜巻防護対策設備
IV-2-1-3-2-1-2-1 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の計算書
IV-2-1-3-2-1-3 排気筒 [次回以降申請]
IV-2-1-3-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]
IV-2-2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-2-1 建物・構築物
IV-2-2-1-1 建物及び屋外機械基礎
IV-2-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-2-1-1-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔基礎の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-2-1-2 屋外重要土木構築物 [次回以降申請]
IV-2-2-1-3 竜巻防護対策設備
IV-2-2-1-3-1 竜巻防護対策設備の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-2-1-3-1 別紙1 飛来物防護ネット(再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B)の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-2-1-4 排気筒 [次回以降申請]
IV-2-2-2 機器・配管系
IV-2-2-2-1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果
IV-2-3 耐震性に関する影響評価結果
IV-2-3-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
IV-2-3-1-1 建物・構築物
IV-2-3-1-1-1 建物及び屋外機械基礎
IV-2-3-1-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
IV-2-3-1-1-1-1 別紙1 安全冷却水B冷却塔基礎の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
IV-2-3-1-1-2 屋外重要土木構築物 [次回以降申請]
IV-2-3-1-1-3 竜巻防護対策設備
IV-2-3-1-1-3-1 竜巻防護対策設備の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
IV-2-3-1-1-4 排気筒 [次回以降申請]
IV-2-3-1-2 機器・配管系
IV-2-3-2 隣接建屋に関する影響評価結果
IV-2-3-2-1 建物・構築物
IV-2-3-2-1-1 建物及び屋外機械基礎
IV-2-3-2-1-1-1 安全冷却水B冷却塔基礎の隣接建屋に関する影響評価結果
IV-2-3-2-1-2 屋外重要土木構築物 [次回以降申請]
IV-2-3-2-1-3 排気筒 [次回以降申請]
IV-2-3-2-2 機器・配管系
IV-2-4 地下水排水設備の耐震性についての計算書 [次回以降申請]
IV-3 計算機プログラム(解析コード)の概要
IV-4 火災防護設備の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
IV-5 溢水及び化学薬品防護設備の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
IV-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
IV-6-1 基準地震動Ssを1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認の基本方針 [次回以降申請]
IV-6-2 基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対する耐震性確認結果 [次回以降申請]
IV-6-2-1 建物・構築物 [次回以降申請]
IV-6-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]
IV-6-2-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果 [次回以降申請]
IV-6-2-4 可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
V 強度及び耐食性に関する説明書
V-1 強度計算の基本方針
V-1-1 強度計算の基本方針の概要
V-1-2 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 [次回以降申請]
V-1-3 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 [次回以降申請]
V-1-4 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 [次回以降申請]
V-2 強度計算方法 [次回以降申請]
V-2-1 強度計算方法の概要 [次回以降申請]
V-2-2 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法 [次回以降申請]
V-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 [次回以降申請]
V-3 強度計算書 [次回以降申請]
V-4 水素爆発を仮定する機器の気相部における水素爆発時の影響に関する説明書 [次回以降申請]
V-5 TBP爆発を仮定する機器の気相部における水素爆発の影響に関する説明書 [次回以降申請]
V-6 計算機プログラム(解析コード)の概要 [次回以降申請]

第1回設工認申請書の添付書類構成 (再処理施設)

添付書類	
VI その他の説明書	
VI-1 説明書	
VI-1-1 各施設に共通の説明書	
VI-1-1-1 再処理施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	
VI-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書	
VI-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書	
VI-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針	
VI-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定	
VI-1-1-1-2-3 竜巻防護に関する施設の設計方針	
VI-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算の方針	
VI-1-1-1-2-4-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	
VI-1-1-1-2-4-2 竜巻防護対策設備の強度計算の方針	
VI-1-1-1-2-4-3 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針 [次回以降申請]	
VI-1-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設等の強度計算書	
VI-1-1-1-2-5-1 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書	
VI-1-1-1-2-5-2 竜巻防護対策設備の強度計算書	
VI-1-1-1-2-5-3 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算書 [次回以降申請]	
VI-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書	
VI-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針	
VI-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	
VI-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針	
VI-1-1-1-3-4 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	
VI-1-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書	
VI-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書	
VI-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針	
VI-1-1-1-4-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定	
VI-1-1-1-4-3 外部火災防護における評価方針	
VI-1-1-1-4-3-1 外部火災防護に関する許容温度、許容応力の設定根拠	
VI-1-1-1-4-4 外部火災防護における評価条件及び評価結果	
VI-1-1-1-4-5 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス) に対する設計 [次回以降申請]	
VI-1-1-1-5 落雷への配慮に関する説明書	
VI-1-1-1-6 航空機に対する防護設計に関する説明書	
VI-1-1-1-6-1 航空機に対する防護設計の基本方針	
VI-1-1-1-6-2 航空機に対する防護設計における分離配置 ※既認可から変更なし	
VI-1-1-1-6-3 航空機に対する防護設計計算書 [次回以降申請]	
VI-1-1-1-7 津波への配慮に関する説明書	
VI-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書 ※既認可から変更なし	
VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 [次回以降申請]	
VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	
別紙1 安全上重要な施設の説明書	
別紙2 重大事故等対処設備の説明書 [次回以降申請]	
別紙3 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート [次回以降申請]	
別紙4 可搬型重大事故等対処設備の設計方針 [次回以降申請]	
VI-1-1-5 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書	
VI-1-1-6 再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書	
VI-1-1-6-1 溢水による損傷の防止に対する基本方針	
VI-1-1-6-2 防護すべき設備の選定	
VI-1-1-6-3 溢水評価条件の設定 [次回以降申請]	
VI-1-1-6-4 溢水影響に関する評価 [次回以降申請]	
VI-1-1-6-5 溢水防護設備の詳細設計 [次回以降申請]	
VI-1-1-6-6 溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
VI-1-1-6-7 溢水防護設備の強度計算書 [次回以降申請]	
VI-1-1-7 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止に関する説明書	
VI-1-1-7-1 化学薬品の漏えいによる損傷の防止に対する基本方針	
VI-1-1-7-2 防護すべき設備の選定	
VI-1-1-7-3 化学薬品の漏えい評価条件の設定 [次回以降申請]	
VI-1-1-7-4 化学薬品の漏えい影響に関する評価 [次回以降申請]	
VI-1-1-7-5 化学薬品防護設備の詳細設計 [次回以降申請]	
VI-1-1-7-6 化学薬品防護設備の強度計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
VI-1-1-7-7 化学薬品防護設備の強度計算書 [次回以降申請]	
VI-1-1-8 再処理施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書	
VI-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 [次回以降申請]	
VI-1-1-10 安全避難通路に関する説明書 [次回以降申請]	
VI-1-1-11 照明設備に関する説明書 [次回以降申請]	
VI-1-1-12 使用済燃料等の破損の防止に関する説明書 [次回以降申請] ※既認可から変更なし	
VI-1-1-13 放射性物質の濃度及び線量に関する説明書 [次回以降申請] ※既認可から変更なし	

再処理施設は施設数が多く、4-3評価方針にて設定根拠を説明すると方針内の記載が局所的に膨大となり確認し難いため、4-3-1にて展開する構成とした。

再処理施設は施設数が多く、4-1にて選定、設計方針の具体を記載すると基本方針としての記載が局所的に膨大となり確認し難いため、4-2にて選定の具体を明示するとともに4-5にて設計内容の詳細を展開する構成とした。

既認可から設計変更がないものについては、既認可の呼び込みを行う。

第1回設工認申請書の添付書類構成（再処理施設）

添付書類	
VI-1-2	計測制御系統施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-2-1	計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-2-2	使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-2-3	再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合の情報把握に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-3	制御室及び緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-3-1	制御室及び緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-3-2	制御室及び緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4	放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4-1	放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-4-2	管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5	その他の再処理施設に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-1	電源設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-1-1	非常用発電装置の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-1-2	保安電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2	重大事故等対処設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-1	臨界事故の拡大を防止するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-2	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-3	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-4	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-5	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-6	工場等外への放射性物質の放出を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-5-2-7	重大事故等への対処に必要なとなる水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]
VI-1-6	計算機プログラム（解析コード）の概要
VI-2	再処理施設に関する図面
VI-2-1	構内配置図
第2.1-1図	工場又は事業所の概要を明示した地形図
第2.1-2図	主要設備の配置の状況を明示した平面図
VI-2-2	平面図及び断面図 [次回以降申請]
VI-2-3	系統図
第2.3.7.5.2-1図	安全冷却水系の系統図
VI-2-4	配置図 [次回以降申請]
VI-2-5	構造図
第2.5.7.4.2-1図	安全冷却水B冷却塔の構造図
第2.5.7.9-1図	飛来物防護ネット（再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔B）の構造図

重大事故等対処設備の技術基準適合の観点で設備の構成及び詳細設計方針についての説明書を添付する。

図の目次は、今回申請の図面を展開している。

第1回設工認申請書の本文構成(MOX燃料加工施設)

鑑	
別紙	
1.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正項目を記載した書類	
2.補正を必要とする理由を記載した書類	
3.設計及び工事の計画の変更の認可申請書補正内容及び補正を行う書類	
別紙1	
一 名称及び住所並びに代表者の氏名	
二 工事を行う事業所の名称及び所在地	□ : 次回以降申請の項目
三 変更に係る加工施設の区分並びに設計及び工事の方法	
【申請範囲】(変更に係るものに限る。)	
I 施設共通	
I-1 基本設計方針	
第1章 共通項目	
1.核燃料物質の臨界防止 [次回以降申請]	
2.地盤	
3.自然現象等	
3.1 地震による損傷の防止	
3.2 津波による損傷の防止	
3.3 外部からの衝撃による損傷の防止	
4.閉じ込めの機能	
4.1 閉じ込め	
4.2 核燃料物質等による汚染の防止	
4.3 閉じ込める機能の喪失に対処するための設備 [次回以降申請]	33条の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に係る共通の基本設計方針(重大事故等への対処方針)を記載する。対処方針で設置するとして重大事故等対処設備の設計方針は個別項目のそれぞれの項目で記載する。
5.火災等による損傷の防止	
6.加工施設内における溢水による損傷の防止	
7.遮蔽	
8.設備に対する要求	
8.1 安全機能を有する施設	
8.2 重大事故等対処設備	
8.3 材料及び構造 [次回以降申請]	
8.4 搬送設備 [次回以降申請]	
8.5 警報設備等 [次回以降申請]	MOXでは、計測制御系統施設という施設区分がなく、技術基準第18条の警報設備等に係る設備が複数の施設区分に存在することから、基本設計方針は共通項目として整理している。
9.その他	
9.1 加工施設への人の不法な侵入等の防止	
9.2 安全避難通路等	
第2章 個別項目	
1.成形施設	
2.被覆施設	
3.組立施設	
4.核燃料物質の貯蔵施設	
5.放射性廃棄物の廃棄施設	
6.放射線管理施設 [次回以降申請]	個別項目は、許可との整合を踏まえ、許可本文の「三、ハ、加工設備本体の構造及び設備～ト、その他加工設備の附属施設の構造及び設備」※の設備項目に基づく目次構成としている。 ※再処理は「四、A、ハ、使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備～リ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備」
7.その他の加工施設	
7.1 火災防護設備	
7.2 照明設備 [次回以降申請]	
7.3 所内電源設備 [次回以降申請]	
7.4 補機駆動用燃料補給設備 [次回以降申請]	
7.5 拡散抑制設備 [次回以降申請]	
7.6 水供給設備 [次回以降申請]	
7.7 緊急時対策所 [次回以降申請]	
7.8 通信連絡設備 [次回以降申請]	
7.9 核燃料物質の検査設備 [次回以降申請]	
7.10 核燃料物質の計量設備 [次回以降申請]	
7.11 実験設備 [次回以降申請]	
7.12 溢水防護設備 [次回以降申請]	
7.13 冷却水設備 [次回以降申請]	
7.14 給排水衛生設備 [次回以降申請]	
7.15 空調用冷水設備 [次回以降申請]	
7.16 空調用蒸気設備 [次回以降申請]	
7.17 燃料油供給設備 [次回以降申請]	
7.18 窒素循環用冷却水設備 [次回以降申請]	
7.19 窒素ガス設備 [次回以降申請]	
7.20 水素・アルゴン混合ガス設備 [次回以降申請]	
7.21 アルゴンガス設備 [次回以降申請]	
7.22 水素ガス設備 [次回以降申請]	
7.23 非管理区域換気空調設備 [次回以降申請]	
7.24 荷役設備 [次回以降申請]	
7.25 選別・保管設備 [次回以降申請]	
7.26 その他設備 [次回以降申請]	

別紙1	
第1.-1表 成形施設の主要設備リスト	
付表 1 略語の定義	主要設備リストは、今回申請する仕様表対象に対して作成する。兼用設備リストは、今回申請する仕様表対象のうち基本設計方針設備と兼用する設備に対して作成する。
第1.-7-1表 火災防護設備の主要設備リスト	
第2.-7-1表 火災防護設備の兼用設備リスト	
I-2 工事の方法	
II 個別施設	
ハ. 成形施設	
1. 設計条件及び仕様	施設区分・設備区分(系統)・機種ごとに各装置の仕様表を添付する。仕様表に記載する機種は、共通06「本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」の「添付-6 仕様表展開表」の大分類と中分類(中分類がある場合)を記載する。
1.1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道	
(1) 建物・構築物	
a. 建屋・洞道	
[仕様表(燃料加工建屋)]	
b. 遮蔽設備	
[仕様表(建屋壁遮蔽(燃料加工建屋))]	
[仕様表(遮蔽扉(燃料加工建屋))]	
[仕様表(遮蔽蓋(燃料加工建屋))]	
2. 準拠規格及び基準	
リ. その他の加工施設	
1. 設計条件及び仕様	
1.1 火災防護設備	
(1) 建物・構築物	
a. 火災区域構造物及び火災区画構造物	
[仕様表(火災区域(区画)構造物(燃料加工建屋))]	
2. 準拠規格及び基準	
2.1 火災防護設備の準拠規格及び基準	
四 変更に係る工事工程表	
第1表 工事工程表(全体計画)	
第2表 工事工程表(施設区分毎)	
五 変更に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	
六 変更の理由	
第1表 分割の申請計画	

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類	
(1) 加工施設の事業変更許可申請書との整合性に関する説明書	
(1)-1 加工施設の事業変更許可申請書(本文三号)との整合性に関する説明書	□ : 次回以降申請の項目
(1)-2 加工施設の事業変更許可申請書(本文七号)との整合性に関する説明書	
(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	
(3) 加工施設の技術基準への適合性に関する説明書	
設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理	
I 核燃料物質の臨界防止に関する説明書 [次回以降申請]	
I-1 臨界安全設計の基本方針 [次回以降申請]	
I-2 加工施設の臨界防止に関する計算書 [次回以降申請]	
I-3 計量設備による核的制限値の維持及び管理に関する説明書 [次回以降申請]	
I-4 加工施設における臨界事故の拡大防止に関する説明書 [次回以降申請]	
I-5 計算機プログラム(解析コード)の概要 [次回以降申請]	
II 放射線による被ばくの防止に関する説明書	
II-1 遮蔽設計に関する基本方針	
II-2 加工施設の放射線による被ばくの防止に関する計算書	
II-2-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の放射線遮蔽に関する計算書	
II-2-1-1 燃料加工建屋及び貯蔵容器搬送用洞道の線量率の評価に関する計算書	
II-2-1-2 加工施設からの平常時における直接線及びスカイシャイン線による線量率の評価に関する計算書	
II-2-2 核燃料物質の貯蔵施設の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-2-3 その他の加工施設の放射線遮蔽に関する計算書 [次回以降申請]	
II-3 計算機プログラム(解析コード)の概要	
III 加工施設の耐震性に関する説明書	
III-1 加工施設の耐震性に関する基本方針	
III-1-1 耐震設計の基本方針	
III-1-1-1 基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要	
III-1-1-2 地盤の支持性能に係る基本方針	
III-1-1-3 重要度分類及び重大事故等対処施設の設備分類の基本方針	
III-1-1-4 波及的影響に係る基本方針	
III-1-1-5 地震応答解析の基本方針	
III-1-1-5 別紙 地震観測網について	
III-1-1-6 設計用床応答曲線の作成方針	
III-1-1-6 別紙1 加工施設の設計用床応答曲線	
III-1-1-6 別紙1-1 燃料加工建屋の設計用床応答曲線	
III-1-1-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	
III-1-1-8 機能維持の基本方針	
III-1-1-9 構造計画, 材料選択上の留意点	
III-1-1-10 機器の耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-1-1-11 配管系の耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-1-1-11-1 配管の耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-1-1-11-2 ダクトの耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-1-1-12 電気計測制御装置等の耐震支持方針 [次回以降申請]	
III-1-2 耐震計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
III-1-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
III-1-2-1 別紙1 各設備の定式化された計算式を用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
III-1-2-1 別紙2 各設備のFEMモデルを用いた解析法の計算式 [次回以降申請]	
III-1-2-2 配管系の耐震性に関する計算書作成の基本方針 [次回以降申請]	
III-2 加工施設の耐震性に関する計算書	
III-2-1 加工設備等に係る耐震性に関する計算書	
III-2-1-1 建物・構築物	
III-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の耐震性に関する計算書	
III-2-1-1-1-1-1 燃料加工建屋の地震応答計算書	
III-2-1-1-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の地盤の非線形性に関する確認	
III-2-1-1-1-2 燃料加工建屋の耐震計算書	
III-2-1-2 機器・配管系 [次回以降申請]	
III-2-1-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果	
III-2-1-3-1 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価方針	
III-2-1-3-2 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震性についての計算書 [次回以降申請]	
III-2-2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-2-1 建物・構築物	
III-2-2-1-1 建物及び屋外機械基礎	
III-2-2-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-2-1-1-1-1 燃料加工建屋の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	
III-2-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]	

計算書・評価書は、第1回申請範囲について展開(以降同じ。)

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類
III-2-3 耐震性に関する影響評価結果
III-2-3-1 一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
III-2-3-1-1 建物・構築物
III-2-3-1-1-1 建物及び屋外機械基礎
III-2-3-1-1-1-1 建物及び屋外機械基礎の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
III-2-3-1-1-1-1 別紙1 燃料加工建屋の一関東評価用地震動(鉛直)に関する影響評価結果
III-2-3-1-2 機器・配管系 [次回以降申請]
III-2-3-2 隣接建屋に関する影響評価結果
III-2-3-2-1 建物・構築物
III-2-3-2-1-1 建物及び屋外機械基礎
III-2-3-2-1-1 燃料加工建屋の隣接建屋に関する影響評価結果
III-2-3-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]
III-2-4 地下水排水設備の耐震性についての計算書 [次回以降申請]
III-3 計算機プログラム(解析コード)の概要
III-4 火災防護設備の耐震性に関する計算書 [次回以降申請]
III-5 溢水防護設備の耐震性に関する計算書 [次回以降申請]
III-6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震性に関する説明書
III-6-1 基準地震動Ssを1.2倍した地震力による重大事故等対処の成立性確認の基本方針
III-6-2 基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対する耐震性確認結果
III-6-2-1 建物・構築物
III-6-2-1-1 建物及び屋外機械基礎
III-6-2-1-1-1 燃料加工建屋の基準地震動Ssを1.2倍した地震力に対する耐震性評価結果
III-6-2-2 機器・配管系 [次回以降申請]
III-6-2-3 波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設の耐震評価結果 [次回以降申請]
III-6-2-4 可搬型重大事故等対処設備等の耐震性に関する説明書 [次回以降申請]
IV 強度に関する説明書 [次回以降申請]
IV-1 強度計算の基本方針 [次回以降申請]
IV-1-1 強度計算の基本方針の概要 [次回以降申請]
IV-1-2 安全機能を有する施設の容器等の強度計算の基本方針 [次回以降申請]
IV-1-3 常設重大事故等対処設備の容器等の強度計算の基本方針 [次回以降申請]
IV-1-4 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価の基本方針 [次回以降申請]
IV-2 強度計算方法 [次回以降申請]
IV-2-1 強度計算方法の概要 [次回以降申請]
IV-2-2 安全機能を有する施設の容器等及び重大事故等対処設備の容器等の強度計算方法 [次回以降申請]
IV-2-3 可搬型重大事故等対処設備の容器等の強度評価方法 [次回以降申請]
IV-3 強度計算書 [次回以降申請]
V その他の説明書
V-1 説明書
V-1-1 各施設に共通の説明書
V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
V-1-1-1-1 自然現象等への配慮に関する説明書
V-1-1-1-2 竜巻への配慮に関する説明書
V-1-1-1-2-1 竜巻への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-2-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定
V-1-1-1-2-3 竜巻の影響を考慮する施設の設計方針
V-1-1-1-2-4 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針
V-1-1-1-2-4-1 屋外の重大事故等対処設備の固縛に関する強度計算の方針 [次回以降申請]
V-1-1-1-2-5 竜巻への配慮が必要な施設の強度計算書
V-1-1-1-2-5-1 燃料加工建屋の強度計算書
V-1-1-1-3 火山への配慮に関する説明書
V-1-1-1-3-1 火山への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-3-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定
V-1-1-1-3-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針
V-1-1-1-3-4 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針
V-1-1-1-3-5 火山への配慮が必要な施設の強度計算書
V-1-1-1-3-5-1 燃料加工建屋の強度計算書
V-1-1-1-4 外部火災への配慮に関する説明書
V-1-1-1-4-1 外部火災への配慮に関する基本方針
V-1-1-1-4-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定
V-1-1-1-4-3 外部火災防護における評価方針
V-1-1-1-4-4 外部火災防護に関する評価結果

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類	
V-1-1-1-5	航空機に対する防護設計に関する説明書
V-1-1-1-5-1	航空機に対する防護設計の基本方針
V-1-1-1-5-2	航空機に対する防護設計計算書
V-1-1-1-5-2-1	燃料加工建屋の航空機に対する防護設計計算書
V-1-1-1-6	津波への配慮に関する説明書
V-1-1-2	加工施設の閉じ込めの機能に関する説明書
V-1-1-2-1	加工施設の閉じ込めに関する説明書
V-1-1-2-2	加工施設の閉じ込める機能の喪失に対処するための設備に関する説明書[次回以降申請]
V-1-1-3	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-4	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
V-1-1-4	別紙1 安全上重要な施設に関する説明書
V-1-1-4	別紙2 重大事故等対処設備の説明書 [次回以降申請]
V-1-1-4	別紙3 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート [次回以降申請]
V-1-1-4	別紙4 可搬型重大事故等対処設備の設計方針 [次回以降申請]
V-1-1-5	加工施設への人の不法な侵入等の防止に関する説明書
V-1-1-6	火災及び爆発の防止に関する説明書
V-1-1-7	加工施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書
V-1-1-7-1	溢水による損傷の防止に対する基本方針
V-1-1-7-2	防護すべき設備の選定 [次回以降申請]
V-1-1-7-3	溢水評価条件の設定 [次回以降申請]
V-1-1-7-4	溢水影響に関する評価 [次回以降申請]
V-1-1-7-5	溢水防護設備の詳細設計 [次回以降申請]
V-1-1-7-6	溢水防護設備の強度計算書作成の基本方針 [次回以降申請]
V-1-1-7-7	溢水防護設備の強度計算書 [次回以降申請]
V-1-1-8	加工施設の内部発生飛散物による損傷防護に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-9	通信連絡設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-10	安全避難通路に関する説明書
V-1-1-11	照明設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-12	搬送設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-1-13	警報並びに自動作動回路の構成に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-2	緊急時対策所に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-2-1	緊急時対策所の機能に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-2-2	緊急時対策所の居住性に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-3	核燃料物質の貯蔵施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-4	放射性廃棄物の廃棄施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-5	放射線管理施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-5-1	放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-5-2	管理区域の出入管理設備並びに試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6	その他の加工施設に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1	所内電源設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1-1	非常用発電機の出力の決定に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-1-2	所内電源設備の健全性に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-2	工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-6-3	重大事故等への対処に必要な水の供給設備に関する説明書 [次回以降申請]
V-1-7	計算機プログラム(解析コード)の概要
V-2	加工施設に関する図面
V-2-1	構内配置図
第2.1-1図	工場又は事業所の概要を明示した地形図
第2.1-2図	主要設備の配置の状況を明示した平面図
V-2-2	平面図及び断面図
第2.2.1-1図	燃料加工建屋地下3階平面図
第2.2.1-2図	燃料加工建屋地下3階中2階平面図
第2.2.1-3図	燃料加工建屋地下2階平面図
第2.2.1-4図	燃料加工建屋地下1階平面図
第2.2.1-5図	燃料加工建屋地上1階平面図
第2.2.1-6図	燃料加工建屋地上2階平面図
第2.2.1-7図	燃料加工建屋塔屋階平面図
第2.2.1-8図	燃料加工建屋A-A断面図
第2.2.1-9図	燃料加工建屋B-B断面図
V-2-3	系統図 [次回以降申請]

再処理施設のⅢに対応する。Ⅰ～Ⅳ(再処理はⅠ～Ⅴ)は既認可の書類構成(旧加工規則)に合わせており、旧規則の差異のため再処理と構成が異なる。

通信連絡設備に関する説明書は、許可本文の構成を踏まえ情報把握設備の設計方針の展開も含める。

MOXは、技術基準第18条の警報設備等に係る対象設備が複数の施設区分で存在し、また計測制御系統施設という施設区分がないことから、共通的な添付書類としている。

再処理の「Ⅵ-1-1-13 放射性物質の濃度及び線量に関する説明書」「Ⅵ-1-1-2 再処理施設の閉じ込めの機能に関する説明書」に対応(既認可範囲)。MOXは新規制以前の技術基準の適合説明が完了していないことから整理の観点で、条文単位で適合性説明書をまとめている。

重大事故等対処設備の技術基準適合の観点で設備の構成及び詳細設計方針についての説明書を添付する。

図面の目次は、今回申請の図面について示している。

第1回設工認申請書の添付書類構成(MOX燃料加工施設)

添付書類			
V-2-4 配置図			
第2.4.7.1-1図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地下3階
第2.4.7.1-2図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地下3中2階
第2.4.7.1-3図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地下2階
第2.4.7.1-4図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地下1階
第2.4.7.1-5図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地上1階
第2.4.7.1-6図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋地上2階
第2.4.7.1-7図	火災区域配置図	(火災区域構造物及び火災区画構造物)	燃料加工建屋塔屋階
V-2-5 構造図			
第2.5.1.1-1図	成形施設	燃料加工建屋の構造図	遮蔽扉
第2.5.1.1-2図	成形施設	燃料加工建屋の構造図	遮蔽蓋 ※既認可から変更なし
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 遮蔽蓋は既認可から設計に変更がないことから、V-2の目次において既認可の認可番号、認可日、該当図面の呼び込みを行い、本申請書に図面を添付しないこととする。 </div>			